○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町臼杵九、一二の一から一二の三まで、一三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字吉野三七五四、三七五五の一、三七五六から三七六一まで、三七六二の一、三七六六の二、三七六七、三七六八、三七六九の一、三七六九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字吉野三七五八から三七六一まで・三七六二の一・三七六七・三七六八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字奥戸二六九六の一一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町上五六四二の四・五六四二の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐郡大川村小松字サメスガ谷一三八の二三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県山鹿市久原字首石六〇七七の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市萩間字椋ノ島五六六の二、字ハラビアラ五六六の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市駿河区石部字石崎一一六三の一七・一一六三の一八（以上二筆国有林）、一一六三の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市湯日字鎌塚二〇七六の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市・東松島市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市・東松島市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）